



# しあわせ便り

第4号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)  
社会保険労務士 門元 隆臣  
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301  
Web Page URL: <http://shiawase-ci.com/>  
Fax/Tel: 0996-88-5326

スマホ登録  
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

Mail: [info@shiawase-ci.com](mailto:info@shiawase-ci.com)

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

## ◆気になるあれこれ

労働基準監督署(労基署)と、公共職業安定所(ハローワーク)は同じ労働局の出先機関ですが、違いは为什么呢？

まず、気づくのは署と所の違いでしょうか。「署」は網を仕掛けるために人を配置すること、一方「所」は人が集まる場所の意味があるようです。署の付く官公署(役所)として他に思い付くのは、警察署、税務署、消防署などがあり、所の付く役所は、市役所、保健所、裁判所などを思い付きます。

これらから、「署」の付く役所は何らかの権限を持っていることがうかがえます。(ただし、裁判所は例外で多くの権限を持っています。)

さて、その労基署ですが、主な業務は労働基準、安全衛生、労災保険に係る各種届出などの対応とその監督指導です。労働基準監督官には労働基準法など労働法諸法に関する悪質な違反に対して、強制捜査、逮捕、検察庁への送検などを行うことができる司法警察員の権限があります。

また、労働基準や安全衛生の指導業務の一環として、事業場に立ち入る検査「臨検(監督指導)」を行います。臨検は計画的・定期的なものの以外に、事故や災害があったとき、解雇や賃金の未払いなど労使間の紛争で、労働者が労基署に相談(申告)をしたときにも行われます。

臨検で法違反があった場合、是正勧告書により是正が勧告されます。残業代の未払いなどの法違反があった場合、過去に遡って未払い額を清算するよう勧告されますので、平素から法順守を心がけることが何より大切です。

今回は6月29日に成立した「働き方改革関連法」を簡単に解説します。

## What's? 社労士 社労士のしごと、具体的には…

社会保険労務士(社労士)の顧客は、主に事業所(会社)です。そこで経営者だけでなく、労働者とも密接に関わりながらいろいろな業務、例えば給与計算や健康保険などの事務手続き、怪我や病気などのとき保険給付の申請などを代行します。

また、従業員の採用や教育などの人事計画や、助成金活用等の提案もします。

ほかにも仕事に関する煩雑な法律の順守や社内規定などの作成・整備をお手伝いし、労使紛争を未然に防ぐなど、労使双方の利益を提案する「人に関するアドバイザー」が社労士です。

## 9月の総務課ダイアリー

- ・ 9月10日…源泉税・市町村民税納付期限
- ・ 社会保険料の改定(9月支払賃金から改定)

## お知らせ

- ・ 9月の奈良出張は9月17日(月)～23日(日) \* 予定です。

4コマまんが

## 行け、しあわせさん!!

Vol.4 なんが、いいかも

